

バングラデシュ輸出加工区庁（BEPZA）ガイドライン補足情報

BEPZA 労働法令 2019（2019年2月28日制定、英語版）

https://www.bepza.gov.bd/public/storage/upload/content-file/210731064604-32765_6059605792686867415.pdf

<BEPZA ガイドラインの補足情報として発効。以下のとおり一部抜粋。>

・労働者の定義

コントラクターに雇われたセキュリティガード、巡回パトロール要員、ドライバー、日雇い労働者、料理人、一般事務に従事する者〔注〕は「労働者」の定義には含まれない。

〔注〕ジェトロが BEPZA にヒアリングしたところ、本法令では EPZ の工員が最低限保証される待遇を規定しており、定義から外されている事務職員などは、別途雇用者とサービスルールを締結すること（法令と同等、またはそれ以上の待遇）が前提とされている。

・勤続年数の定義

労働者の勤続年数について、240 日の労働を行った者は 1 年勤続、120 日の労働を行った者は 6 カ月勤続したものとみなす。

・定年退職の定義

労働者の定年は原則として 60 歳とする。また、労働者が勤続 25 年を超えた場合は、30 日前の事前通知をもって、いつでも定年退職することができる。

・賃金の特別定義

EPZ にて従事する労働者の「賃金」には、以下が含まれる。

- 賞与、その他全ての追加的な報酬
- 休暇、事業の閉鎖や残業に関する手当
- 裁判所命令や、当事者間の裁定または和解に係る支払金
- 本法令に基づき雇用者、労働者間の契約により定められた支払金
- 雇用契約の解除や停止時に発生する支払金 など

・賃金の支払い

雇用者は法令に則り労働者へ賃金を支払わなければならない。また、賃金に関する政府通達が発出される都度、雇用者はそれに応じ、対応しなければならない。

・雇用契約解除時の労働者に対する支払い期限

雇用者は定年、整理解雇、解任などのいかなる事由で労働者と雇用契約を解除する場合でも、契約解除日より 15 営業日以内に、当該労働者へ負っている全ての支払いを行わなければならない。

・賃金の源泉について

本法令にて給与からの源泉対象として記載された積立基金、雇用者からの前払金、無許可の欠勤分などを除き、給与からの源泉は認められない。

・昼休憩について

○1日に5時間以上6時間未満の労働を行う場合には、雇用者は労働者に30分間の休憩を与えなければならない。

○1日に6時間以上8時間未満の労働を行う場合には、雇用者は労働者に1時間の休憩を与えなければならない。

○1日に8時間以上の労働を行う場合には、雇用者は労働者に1時間の休憩または30分の休憩を2回与えなければならない。

・女性労働者の就業時間の制限について

午後8時から午前6時までの時間帯における就業については、当該女性労働者および当該EPZのジェネラルマネージャーの承認なしには認められない。

・就業時間の通知について

就業時間に関する通知は、各社で適切に記載、掲示しなければならない。またEPZにて従事する労働者の就業時間や関連事項は、随時通達にて決定される。